公益社団法人静岡県歯科技工士会 令 和 4 年 度 事 業 計 画

基本方針

依然として先の見通しが立たないコロナ禍ではあるが、ウィズコロナ時代に対応した「新たな日常」を構築し、変わらず公益法人として誇りをもって会務にあたる。

また、社会に貢献する有能な職能団体として信頼を得るよう、役員と事務局はもとより各部・各支部とも連携を深め、コロナ禍終息後に訪れるポストコロナの時代に備えると共に、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業については真摯に執行して参る。

さらに、業界の環境整備の背景として組織拡充は必要不可欠であることから、組織拡充活動には危機感をもって取り組み、人材確保・育成に努める。

公益社団法人静岡県歯科技工士会では、定款第3条の目的の遂行を第一義とし、第4条に掲げた各事業の充実した実施を図る。公益法人として本来の目的である県民の福祉に寄与することを再認識し、新たな日常においても引き続き「歯科技工の質の確保及び向上に係る事業を推進する」ための施策を実施し、ICT 等を活用した緊密な連携や情報共有を通じて、公益社団法人を構成する会員の医療関係従事者としての人格の陶冶を図る。

定款第3条の目的に、「県民の歯科医療、口腔保健等の推進に寄与すること」とある。この目的を達成するための事業には、歯科技工の知識及び技術の普及啓発、歯科技工の業務を通じての地域歯科保健活動の推進、地域歯科保健事業への協力及び共催、職業安定法に基づく無料職業紹介事業、その他この法人の目的を達成するために必要な事業がある。「新たな日常」を好機と捉える発想を共有し、状況を見極めながら様々な方法を用いてこれら事業の執行に全力を傾注する。

定款事業項目以外は各部割に表記してあり、併せて各事業を積極的に推進し滞りなく会務運営にあたって参る。

部門別事業計画

◇総務部

「新たな日常」を踏まえて、ICT やオンライン等を積極的に活用し、これまでの常識にとらわれず、合理的な会務運営に徹する。

また、各部が円滑に公益と資する事業を履行できるよう、綿密な連携を図りながら以下の事業を遂行する。

各種会議の準備と事務処理

- (1) 事務所の運営管理
- (2) 法定届出書類の作成
- (3) ホームページの維持管理
- (4) 会員名簿の管理
- (5) 緊急時連絡網の運用

◇財務部

公益社団法人として、公益活動に重点を置く各部事業と連携し、適正且つ健全な財務運営を行う。また、ニチギデータセンターと連携し、会費収受を円滑に実施する。

- (1) 会計帳簿類の整備と正確な財務管理
- (2) 会費等の収納と的確な会員種別納入処理
- (3) 収支決算書類と収支予算書類の作成
- (4) その他財務に係る事業の推進

◇学術部

急速な技術の進歩に伴う歯科医療の高度化や社会ニーズの多様化により歯科技工士の質の向上が求められていることから、最先端の歯科技工技術及び基礎的臨床技術に関する研修会を開催し、全ての歯科技工士の学術研鑽及び技術向上を図りより良質な歯科医療の提供を目指す。

また、一般県民が自由に参加できるよう企画し、県民の健康増進に関する知識を深めると共に歯科技工士の業務内容や口腔保健の重要性等に関する情報を社会に発信する。

(1) 生涯研修の開催

基本課程(1回) 令和4年7月24日予定 自由課程(2回) 令和4年4月17日講師;生田龍平氏 令和4年11月27日予定 すべてWeb 配信あり

- (2) 県技広報誌学術欄の充実
- (3) 部会の開催

◇広報部

読者に必要な情報を伝達するとともに、投稿等を通じ会員からの情報を積極的に取り入れ、 読者参加型の定期刊行物を発行する。

また、県民に対して歯科技工に関する正しい知識・教養等を普及・啓発することを目的に、各地域で実施されている福祉事業等を通じ地域住民や福祉施設、関係諸団体に配布する。

- (1) 広報誌の発行
 - ① 年度内 3 回(5 月号 No426、9 月号 No427、新春号 No428) 発行予定
 - ② 発行部数 各号 400 部
 - ③ 県技催事等の取材・原稿執筆依頼
 - ④ 歯科関係団体の催事等の取材・記事執筆依頼
 - ⑤ 学術関係記事の執筆依頼
 - ⑥ 表紙写真・原稿の募集
 - ⑦ 編集会議の実施、投稿記事の校正・編集
 - ⑧ 会員及び関連諸団体に配布、また福祉事業等を通じ地域住民に配布
- (2) ホームページの維持管理
 - ① 画像・記事等の提供

◇福祉厚生部

口腔衛生の普及推進活動により県民の歯科医療に寄与し、社会の福祉増進に貢献するとともに、地域歯科保健活動に積極的に取り組むことによって歯科技工の重要性の認識がより多くの県民に深まるよう努める。

また、コロナ禍にあっても各部事業が円滑に実施できるよう感染対策に関する情報の提供に 努める。

- (1) 地域歯科保健事業への参画及び協力
- (2) 社会貢献活動(義歯刻名事業、献血活動等)の推進及び実施
- (3) 口腔衛生の普及啓発活動
- (4) 感染症予防の啓発活動

◇歯科技工所運営対策部

良質な歯科医療の確保を第一に、安全で安心な歯科補綴物等を安定して供給することを目的とした歯科技工所の健全な運営が図られるよう以下の各事業を積極的に推進する。

- (1) 歯科技工所の構造設備基準及び歯科技工所における歯科補綴物等の作成及び品質管 理の周知及び厳守
- (2) 歯科技工録の普及定着
- (3) 労働契約の締結推進及び関係法令の周知
- (4)「静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例」の啓発活動及び産業廃棄物処分場の実地確認並びにチェックシート作成・頒布
- (5) 歯科技工所開設届出等の整備推進

- (6) 本会への入会促進及び会員の退会防止について検討
- (7) 部会の開催

◇歯科技工士労務対策部

就業歯科技工士の労働環境の整備・改善を促進し、勤務者の生活向上のため歯科技工所 運営対策部と連携を図り以下の各事業を推進する。

- (1) 「労働契約書」「労働条件通知書」の普及定着及び関係法令の周知
- (2) 時局問題への対応及び広報誌・ホームページを活用した情報提供
- (3) 女性歯科技工士のための活動の推進

◇無料職業紹介事業

職業安定法に基づき、多様な働き方の実現や若者・女性の活躍を支援するという目的の下、 歯科技工士の安定供給を継続するためにいかなる名義でも手数料又は報酬を受けずに求人 者と求職者との間における雇用関係の成立を斡旋する。

また、歯科技工士労務対策部と連携し関係法令や健全な働き方の周知を図る。

◇共済事業

会員相互扶助の精神に基づく給付業務の適正且つ円滑な事業運営に努める。

また、厚生労働省令に準拠した歯科技工録付歯科技工指示書を作成し、必要者に頒布する等収益事業を円滑に推進する。

- (1) 規程に基づく共済給付事業の事務処理 (別表1)
 - ① 団体生命保険の給付
 - ② 各種共済金の給付
- (2) 歯科技工指示書の販売(別表2)

別表1:共済規程より

(給付)

第5条 第2条第1項第1号から第5号までに定める給付事項は、次のとおりとする。

- (1)死亡保険金の給付
 - ① 団体生命保険加入者が死亡した場合の死亡保険金

100 万円

(2)会員が死亡した場合の弔慰金

5万円

(3)会員の家屋及び就業場所等が、天災や火災等を受け業務を2週間以上 休止する場合の見舞金 2.7

2万円

(4)会員が2週間以上病気療養及び事故等のため業務を休止する場合の見舞金

2万円

(5)会員の配偶者、子供及び父母が死亡した場合の弔慰金

2万円

(6)会員がその年度末において満 75 歳 6ヶ月に達し、団体生命保険に加入 出来なくなった場合の長寿給付金 3 万円

別表2:歯科技工指示書価格表(令和元年10月改定)

県技会員	4 色有·各 1 冊 名入 500 冊発注·1 冊 名入 300 冊発注·1 冊	¥300(税込) ¥350(税込) ¥390(税込)	支部還付金 ¥30 含
県歯会員	4 色有·各 1 冊	¥400(税込)	
非会員 歯科医師 歯科技工士	各1冊 「名入」には対応しません	¥470(税込)	

※100 冊以上(各色組み合わせ自由)一括購入で送料無料